

請 願・陳 情 文 書 表

(令和6年第2回土浦市議会定例会)

受理 番号	受 理 月 日	区 分	要 旨	請願・陳情者	紹介議員	付 託 委 員 会	頁
5	6.4.25	請願	脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める意見書を国及び県に提出することを求める請願	茨城県筑西市 ■■■■■ ■■■■■ 脳脊髄液減少(漏出)症 our Wish ■■■■■	平石 勝司	文教厚生 委員会	P2 ~ P7
6	6.5.8	陳情	より高い倫理観と品位を持った議会運営に関する陳情書	土浦市 ■■■■■ ■■■■■		議会運営 委員会	P9 ~ P10
7	6.5.8	陳情	補助金に関する陳情書	土浦市 ■■■■■ ■■■■■		総務市民 委員会	P11 ~ P12
8	6.5.8	陳情	監査に関する陳情書	土浦市 ■■■■■ ■■■■■		総務市民 委員会	P13 ~ P14

脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める
意見書を国及び県に提出することを求める請願

紹介議員

土浦市議会議員

平石 勝司

**脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める
意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願**

【請願の要旨】

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては交通事故、転倒(しりもち)、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われています。

更に原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少(漏出)症が原因の可能性があります。この病気は通常の検査では診断が出来ず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査(放射性同位元素検査)をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。

その上、この病気の大変なところは、完治が無く長期間において症状が続き長期的ケアが必要です。ですが、茨城県内には脳脊髄液減少(漏出)症の専門医が現在まで在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。ですが、脳脊髄液減少(漏出)症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため通院のための長時間の移動は非常に厳しく辛いのです。

その上、この病気の大変なところは長期間において症状が続き、唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回する事が一般的です。しかし、県内では保険適応で長期において病態などを総合的にきちんと経過観察出来る医療施設が無いのが現状です。脳脊髄液減少(漏出)症患者は全国に数十万人いるといわれ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬は無く、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性の患者の救済をするために、新しい治療法の研究、そして、難治性の長期疾患患者の難病指定を望みます。難治性の患者だけでなく患者家族も限界です、早急に対応してください。以上の観点から、下記事項を請願します。

記

- 1 茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を一か所確保するように県に求める意見書を提出すること。
- 2 厚労省に於いては国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整える事、更に難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加する事を要望する旨の意見書を国へ提出すること。

令和 6年 4月25日

請 願 者

住所 茨城県筑西市

氏名 脳脊髄液減少(漏出)症our Wish

TEL

代表

土浦市議会議長

島岡 宏明 様

脳脊髄液減少症(漏出)の専門医のいる病院の確保を求める意見書(案)

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては交通事故、転倒(しりもち)、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われています。

更に原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少(漏出)症が原因の可能性があります。この病気は通常の検査では診断が出来ず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査(放射性同位元素検査)をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。

ですが、茨城県内には脳脊髄液減少(漏出)症の専門医が現在まで在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。ですが、脳脊髄液減少(漏出)症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため通院のための長時間の移動は非常に厳しく辛いのです。

その上、この病気の大変なところは、完治が無く長期間において症状が続き長期的ケアが必要です。唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では、保険適用で長期間にわたり病態などをきちんと観察できる医師が在籍する医療施設がないのが現状です。

脳脊髄液減少(漏出)症患者は全国に数十万人いるといわれ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬は無く、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性患者を救済するために、新しい治療の研究、そして、難治性患者の難病指定を望みます。難治性患者そして患者家族も限界です。

こうした観点から、茨城県におかれましては、脳脊髄液減少(漏出)症を十分認識され、医療体制を改善できるように下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を一か所確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

【提出先】

茨城県知事、茨城県保健医療部長

土浦市議会議長 島岡 宏明 様

脳脊髄液減少症(漏出)の診断・治療体制の確立等を求める意見書(案)

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては交通事故、転倒(しりもち)、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われています。

更に原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少(漏出)症が原因の可能性があります。この病気は通常の検査では診断が出来ず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査(放射性同位元素検査)をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。

ですが、茨城県内には脳脊髄液減少(漏出)症の専門医が現在まで在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。ですが、脳脊髄液減少(漏出)症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため通院のための長時間の移動は非常に厳しく辛いのです。

その上、この病気の大変なところは、完治が無く長期間において症状が続き長期的ケアが必要です。唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では、保険適用で長期間にわたり病態などをきちんと観察できる医師が在籍する医療施設がないのが現状です。

脳脊髄液減少(漏出)症患者は全国に数十万人いるといわれ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬は無く、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性患者を救済するために、新しい治療の研究、そして、難治性患者の難病指定を望みます。難治性患者そして患者家族も限界です。

こうした観点から、国におかれましては、脳脊髄液減少(漏出)症を十分認識され、医療体制を改善できるように下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 厚労省には国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし治療体制を整えること。

2・難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長

土浦市議会議長 島岡 宏明 様

より高い倫理観と品位を持った議会運営に関する
陳情書



より高い倫理観と品位を持った議会運営に関する陳情書

趣 旨

市民の代表たる議員が、その實務を高いレベルで達成するためには、議会に於ける活動をより高い倫理観と品位を保った、真摯な姿勢で行うことが必要である。議会に於ける態度やあるべき姿を規定し、その遵守を図ることで土浦市議会の価値を高めることをその趣旨とする。

陳情事項

1. 議会に於ける、その構成員全体の態度や向かい方を規定する条例の制定
2. 議会に於ける最低限の品位を保持すべく、議場内のすべての構成員に居眠り（と取られる態度等を含む）や勝手な私語の禁止を徹底する。疾病等により上記と取られるような姿勢が出現する可能性がある場合には、事前に議長に診断書等を提出し、個別に許可を取ることも規定する
3. その他、議事に集中しない様な行動（ネット検索や、進行中の議事に関係ない自身の都合による調べもの等）も禁止とする。
4. 上記 1,2,3 の状況を監視し、その徹底を議長に進言しうる組織を創設する。

令和6年5月8日

陳情者

住所：

氏名：

土浦市議会議長島岡 宏明 殿



補助金に関する陳情書



補助金に関する陳情書

趣 旨

補助金の適正運用を図る事で資産の一層の効率活用を促進する為、補助金の現状とその運用の推移を確認する

陳情事項

1. 平成 30 年開催の土浦市補助金等検討委員会による判定（不要、要改善等）に対する現在（令和 5 年）の実施状況の確認
2. 上記 1 を踏まえての令和 6 年度予算における状況
3. 上記 2 を踏まえての「補助金等検討委員会」の今年度中の実施
4. その改善状況の推移確認のための「隔年での小委員会」の開催
5. チェック機関である市議会内の監視機能の創設

令和 6 年 5 月 8 日

陳情者

住所：

氏名：

土浦市議会議長島岡 宏明 殿



監査に関する陳情書



監査に関する陳情書

趣 旨

監査結果に対する精査を行うことにより行政の効率的運用を進め、併せて監査体制の強化を図る事をその趣旨とする

陳情事項

1. 監査結果、特に「指摘事項」に関する対応の状況の明確化を図るための体制の構築（監査結果検討委員会等の設置）
2. 上記1を踏まえての、令和4年度監査内容への対応状況の精査
3. 監査委員の増員、または構成の変更を検討する

令和6年5月8日

陳情者

住所：

氏名：

土浦市議会議長島岡 宏明 殿

